

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

### ◇告

#### 示

### 目次

- 教育職員の免許状の授与
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 米飯提供者の登録
- 解除予定の保安林
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 建築基準法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定
- 道路の位置の指定
- 委員長の選挙
- 委員長の職務代理者の指定
- 臨時教育委員会の会議の招集
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 職業訓練指導員試験の実施
- 鳥取県本庁事務決裁規則中訂正
- 鳥取県地方機関等事務決裁規則中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園助教諭免許状	昭四二幼助第八号	山本 徳子	鳥取県

### 鳥取県告示第四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の 記号及び番号	登録の年月日
笠置 綱清	鳥取市西町三丁目五〇八 小橋重夫方	鳥医 一二九八	昭和四十二年 十二月二十五日

鳥取県告示第五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
足立 計子	境港市佐斐神町一〇九〇	鳥薬 一七九	昭和四十三年一月十一日

鳥取県告示第五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十三年一月九日	星野 医 院	鳥取市川端四丁目一五

鳥取県告示第五十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

より、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年一月十日	星野 医 院	鳥取市田島字大星向上の切六〇の二	星野 信 敏
〃 十一日	ヤスダ内科医院	〃 湯所町二丁目四二〇の三	安 田 稔

鳥取県告示第五十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登 録 年 月 日	氏 名	名 称 又 は 屋 号	住 所	営 業 所 の 所 在 地
倉振 第五号	昭 聖、一、九	米原正博	スカイルーム	鳥取市富安 倉吉市宮川町 三八〇	一一一五

鳥取県告示第五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

宅地造成のため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十五号

昭和四十二年十一月十日付けで久末土地改良区から申請のあつた新たに  
行なおうとする土地改良(けい畔整備)事業については、審査の結果その  
計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)  
第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次  
のとおり告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年一月二十七日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

鳥取市久末 久末土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に  
基づき、久末土地改良区の定款の変更を昭和四十三年一月二十日認可した  
ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の  
規定に基づき、都市計画法(大正八年法律第三十六号)による新設の事業  
計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして、  
次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び鳥取県米子土木出張所におい  
て縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類及び路線名	指定場所	幅員	延長
境港市計画街路下ノ川線	起点 境港市外港埠頭 終点 同市 上道町字 白波三ツ二番地の五先	一六・〇〇メー トル	約二五〇メ ートル

鳥取県告示第五十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 鳥取市東町一丁目三〇 鳥取県知事 石 破 二 朗	道路の位置の指定場所 境港市岬町四五の四番 地先から同市上道町 二、二〇の八番地 地先までの公有水面埋立	道路の幅員及び延長 幅員 八・〇メートル 二・二〇メートル 延長 一・八三・〇メートル
--	--	--

鳥取県告示第五十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 境港市米町 境港管理組合管理者 石 破 二 朗	道路の位置の指定場所 境港市岬町四五の四番 地地先の公有水面埋立	道路の幅員及び延長 幅員 二・〇メートル 延長 一・五五・三メートル
---	--	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七條第一項の規定により次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一條第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会

住所 鳥取県米子市明治町八番地  
氏名 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七條第三項の規定による委員長の職務代理者を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四條第一項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章  
委員長の職務代理者 小川 貞寿

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 日時 昭和四十三年一月三十日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十三年度県立高等学校募集生徒数について

2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十三号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年二月六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五の二 荒川 美恵子

### 公 告

職業訓練法(昭和33年法律第135号)第22条第3項第1号に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和43年1月26日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

#### 1 試験実施職種

職業訓練法施行規則(昭和33年労働省令第16号)第25条に規定する免許職種のうち自動車整備工について行なう。

#### 2 試験対象者

試験対象者は、自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者とする。

#### 3 試験の科目

指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理及び生活指導)

4 試験の実施期日 昭和43年3月31日(日)

5 試験の実施場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁第一会議室

米子市博労町4丁目364 米子公共職業安定所会議室

6 集合時間及び携帶品 集合時間 午前10時

携帶品 筆記用具

#### 7 受験手続

##### (1) 提出書類

1 職業訓練指導員試験受験申請書(職業訓練法施行規則第25条に規

定する様式によること。) (受験申請書用紙は鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。)

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本又は戸籍抄本

ニ 写真(名刺型とし、申請前6月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの)

ホ 1級又は2級の自動車整備士であることを証する書面

(2) 書類の提出先 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 書類の受付期間

昭和43年2月10日から昭和43年3月9日まで

(郵送の場合は、受付期間の最終日の消印のあるものは有効とする。)

(4) 受験手数料及びその納付方法等

イ 受験手数料 500円

ロ 納付方法、イに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

ハ 既納の手数料は、還付しない。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。

8 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和43年4月中旬に鳥取県公報で発表するとともに、合格者に通知する。

9 欠格者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁治産者及び準禁治産者

(2) 禁こ以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者

10 その他

不明な点は鳥取県商工労働部職業安定課(電話(鳥取) 22-7111 内線 323)に問い合わせること。

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)

中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 欄 行

下 二

十四

誤

校長仮免許状

第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の実施

正

校長仮免許状等

第百十九条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝の実施

(五) 第百二十条の規定による自衛官の募集に関する必要な報告等の内閣

総理大臣への提出

総理大臣への提出

十五 " 十九

(四) 第十八条の規定による文書の庁外への持出しの承認又は他の官公署、個人等からの文書の閲覧若しくは謄本の請求に対する承認

百三十五 上

次に掲げるもの

次に掲げるもの

十九 " 十九

(五) 第二十四条の規定による地方機関等の文書の編さん保存規程の承認

鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

正

二十 " 八

主たる事務所、又は事業所

百九十五 下

第二十七條第一項第一号、第二号、第四号

第二十七條第一項、第二項

二十 " 十九

修正申告書受理 (大正十一年法律七十号)

百九十七 上

知事の権限のうち

知事の権限に属する事務のうち

二十 " 十九

修正申告書の受理 (大正十一年法律七十号)

百九十七 下

変更が似つた旨

変更があつた旨

二十 " 十九

記号の番号 (昭和三十三年政令第三百三十六号)

終わり

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行細則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則

二十 " 十九

鳥取県職業訓練規則

終わり

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則

二十 " 十九

鳥取県職業訓練規則

終わり

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則

二十 " 十九

返還すべき

終わり

損失の補償利益金の徴収

損失の補償、利益金の徴収

二十 " 十九

返還すべき

終わり

損失の補償利益金の徴収

損失の補償、利益金の徴収

二十 " 十九

知事の権限に属する事務

終わり

損失の補償利益金の徴収

損失の補償、利益金の徴収